

学校いじめ防止基本方針

令和2年4月

伊東市立川奈小学校

1 はじめに

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

平成25年9月に、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。静岡県では平成26年3月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、伊東市では、平成26年4月に「伊東市立川奈小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。このたび、平成30年3月に「静岡県のいじめ防止等のための基本的な方針」、令和2年1月に「伊東市いじめ防止基本方針」が改定したことを受け、本校は、「伊東市立川奈小学校いじめ防止基本方針」を改定しました。

本校の基本的な方針は、いじめの問題への対策を、子どもを含めて社会総がかりで進め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関の連携等をより深めるため、基本的な考え方や組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用についてまとめました。

本校の基本方針の改定により、より実効性のあるいじめ防止対策を行い、いじめのない安心・安全な学校づくりに努めてまいります。

目 次

はじめに

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) いじめの早期発見・早期対応・・・・・・・・ 5
 - (3) 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・ 6

第2 いじめの防止等のための対策

- 1 基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 組織の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 いじめの防止等のための対策・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) いじめの早期発見・早期対応・・・・・・・・ 8

第3 重大事態への対処

- 1 重大事態のケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 重大事態についての調査・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 報道への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」という思いは、子ども、保護者、教職員、地域住民等、全ての人の共通する願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

なお、一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つ事が重要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害がはっせいしていることもあります。じっくり話を聞くなどして「心身の苦痛」を確認する必要があります。さらに、「2 いじめの理解」で述べるとおり、いじめには様々な表れがあるため、子どもによっては苦痛を表現できなかったり、いじめに本人自身が気づいていなかったりすることも考えられることから、その子や周りの状況等を、しっかりと確認することが必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することがひつようになります。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめをした経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。さらに、いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要だと考えられます。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもが育ちます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組んでいくことが必要です。

(1) いじめの未然防止 ー健やかでたくましい心を育むー

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、

社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

（２）いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

①早期発見 ーいじめはどの子どもにも起こりうるー

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかり

にいじめを見つけていくことが大切です。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、定期的なアンケート調査を実施子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握し、ないじめの発見に努めることが大切です。

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要です。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できるかぎり初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つことが重要です。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。

②早期対応 —いじめられている子どもの立場に立って組織的に—

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要です。

状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要です。

(3) 関係機関等との連携 —専門家とつながる—

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- ・学校と警察や児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
- ・医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・人権啓発センターや法務局など、学校以外の相談窓口の子どもや保護者等への周知

第2 いじめの防止等のための対策

1 基本方針の策定

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に意識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。そこで、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、以下の「学校いじめ防止基本方針」を策定し、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫し対応をすることにつながります。

2 組織の設置

いじめが発生（認知）した時、また、いじめが疑われる場合に、組織的に早期対応をするために「いじめ対策小委員会」を設置する。さらに、「いじめ対策委員会」を校長が招集し、いじめに関わる児童、保護者、学年への指導や対応について検討する。

<いじめ対策小委員会>

[構成員] ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・人権教育担当
・養護教諭

<いじめ対策委員会>

[構成員] ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・人権教育担当
・養護教諭
・PTA役員
・学校心理士・社会福祉士
・社会福祉主事

3 いじめの防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

① 道徳教育の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図っていきます。

未発達な考え方や道徳的判断の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さない、という人間性豊かな心を育てることが大切となります。

道徳教育の重点目標として「体験やふれあいを通して思いやりの心をもって、人とかかわることができる子の育成」を掲げ、重点内容項目として「善悪の判断、自律、自由と責任」「希望と勇気、努力と強い意志」「友情・信頼」を設定し、道徳的実践力を身につけていきます。

重点内容項目に関して、学校全体で意識付けを図りたいようなときに、全校でテーマをそろえて道徳の授業を行うなど、学校全体で意識を高めしていく場を創っていきます。

② 人権教育の推進

人権感覚を磨き、人権についての知識を身に付けたり、個と個、個と集団といった人間関係を豊かにしたりする活動を通して、自分も相手も大切にしようとする心を育むことは、いじめの未然防止につながっていきます。

＜人間関係づくりプログラム＞

- ・ 3年生以上の学年で実施します。
- ・ 1学期に4時間実施し、2学期以降の学級づくりや授業等に生かします。

4月 1回目アンケート

5月～7月 4回のプログラムを実施

7月 2回目アンケート

9月～3月 授業で活用または繰り返し実施する

12月 3回目アンケート

③ 子どもの自主的活動の場の設定

子どもたちが、主体的に自他を認め合う活動を通して、自分自身を価値ある存在と認める「自尊感情」を感じ取れることが大切です。

＜キラットさん活動＞

- ・ 子どもたちのよい行いやがんばっていることを認め賞揚していくことを通して、友達のよさが分かり、互いに尊重し合いながら自らを高めようとする子を育てることを目標に、年間を通して活動します。
- ・ よい表れを見つけてキラットさん専用の用紙に記入します。記入したものは、児童会活動として給食時の放送で紹介します。

子どもたちが、自分で考え行動できるよう、学級活動や行事への取り組みにおいて、自治的な活動を多く取り入れていきます。自分たちで取り組んだ達成感を味わわせることは、自尊感情を高めていく一助となります。また、学級活動や児童会活動など、子どもが自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を促します。

④ 保護者や地域への啓発

P T A等の各種会議や学級懇談会等において、現在のいじめの実態や情報（インターネット、スマートフォンのトラブル等）を提供して、意

見交換する場を設けます。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会（講座）の開催を計画したり、学校・学年だよりを活用しての広報活動を積極的に行ったりしていきます。

⑤ 配慮を要する子どもへの支援

学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。

例えば、発達障害を含む障害のある子ども、外国につながる子ども、性同一障害や性的指向・性自認に係る子ども及び東日本大震災で被災した子どもや原子力発電所事故により避難している子どもなどが考えられます。

⑥ 教職員の資質向上

学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図ります。

教職員の資質向上で欠かすことができないのが、授業力の向上です。本校重点目標「たくましく生きる子」の具現化に向け、授業改善に取り組みます。授業を通して、自他尊重、自己決定、自己存在感等の発現の場を構築し、生徒指導が機能する授業の実践を進めます。

また、教職員の人権感覚を磨き、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切です。そのために、県の人権教育施策についての研修会を1学期に行い、資質向上に努めていきます。

⑦ 学校評価による取組の改善

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。

(2) いじめの早期発見・早期対応

① いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を怠ることのないように、学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を定めておく。

② 子どもの実態把握

『いじめ＝学級・学校に問題がある』という考え方をせず、日頃から、個やグループ、学級全体の様子をよく観察したり、何気ない会話を大切にしたりして、いじめに気付こうとすることに努める。

<保護者や地域、関係機関との連携>

・児童、保護者、地域、学校相互の信頼関係を築き、円滑な連携を図

るように努めます。保護者からの相談には、家庭訪問、面談等により迅速かつ誠実な対応に努めます。

<生活アンケートの実施>

- ・生活アンケートを実施し子どもたちの様子を把握していきます。
実施時期：5月、6月、9月、11月、1月
(相談しやすいよう、相談する職員を子どもが選べる)
- ・担当がアンケート結果と考察をまとめ、全職員で共通理解を図ります。
- ・各学期ごとにとる児童アンケートの結果とともに、子どもたちの実態把握に努め、スピード感をもって対応していきます。

<スクールカウンセラーとの面談の実施>

- ・スクールカウンセラーとの面談を一人一回実施します。スクールカウンセラーの訪問日に合わせ、実施予定表を作成します。

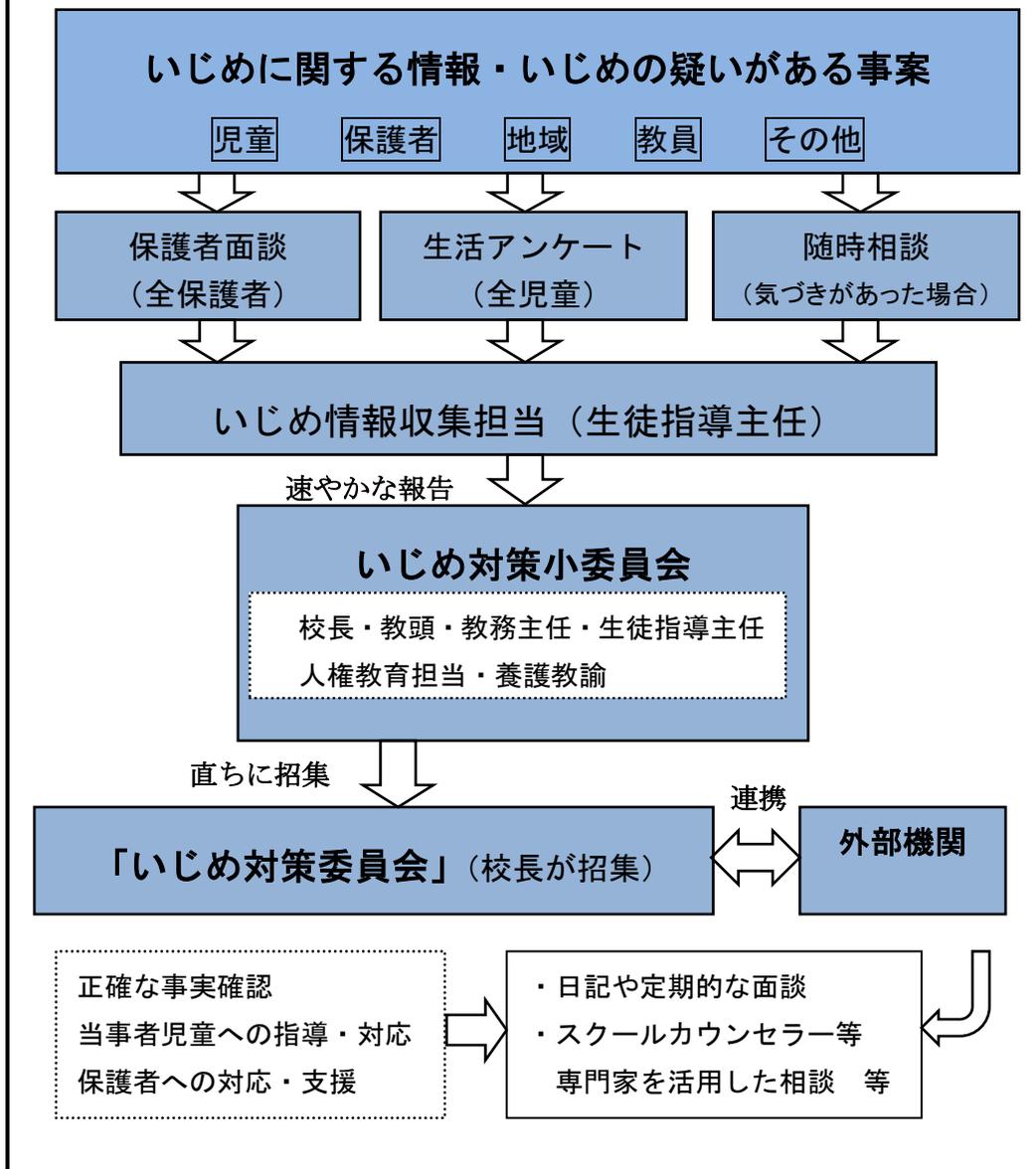
<毎朝の健康観察>

- ・毎朝、健康観察を実施します。子ども一人一人の表情、声の大きさ、元気のあるなし等を担任がチェックをします。気になる子どもと直接話をして確認します。

③ 相談体制の整備

- ・いじめを早期に発見・対応するため、保護者に対しては、PTA総会や懇談会、教育相談の場において、さらに、日常の相談活動を通して、理解と協力を得ます。また、地域からの相談については、学校だより等を活用して周知を図ります。
- ・いじめ情報収集担当が、いじめに関する情報を得た場合、速やかに校長・教頭・教務主任に報告します。「いじめ対策小委員会(教務会)」において事実確認をし、その上で、校長は「いじめ対策委員会」を招集し、早期解決に向けて組織で対応していきます。

<いじめ相談体制>



※ いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることと考えます。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

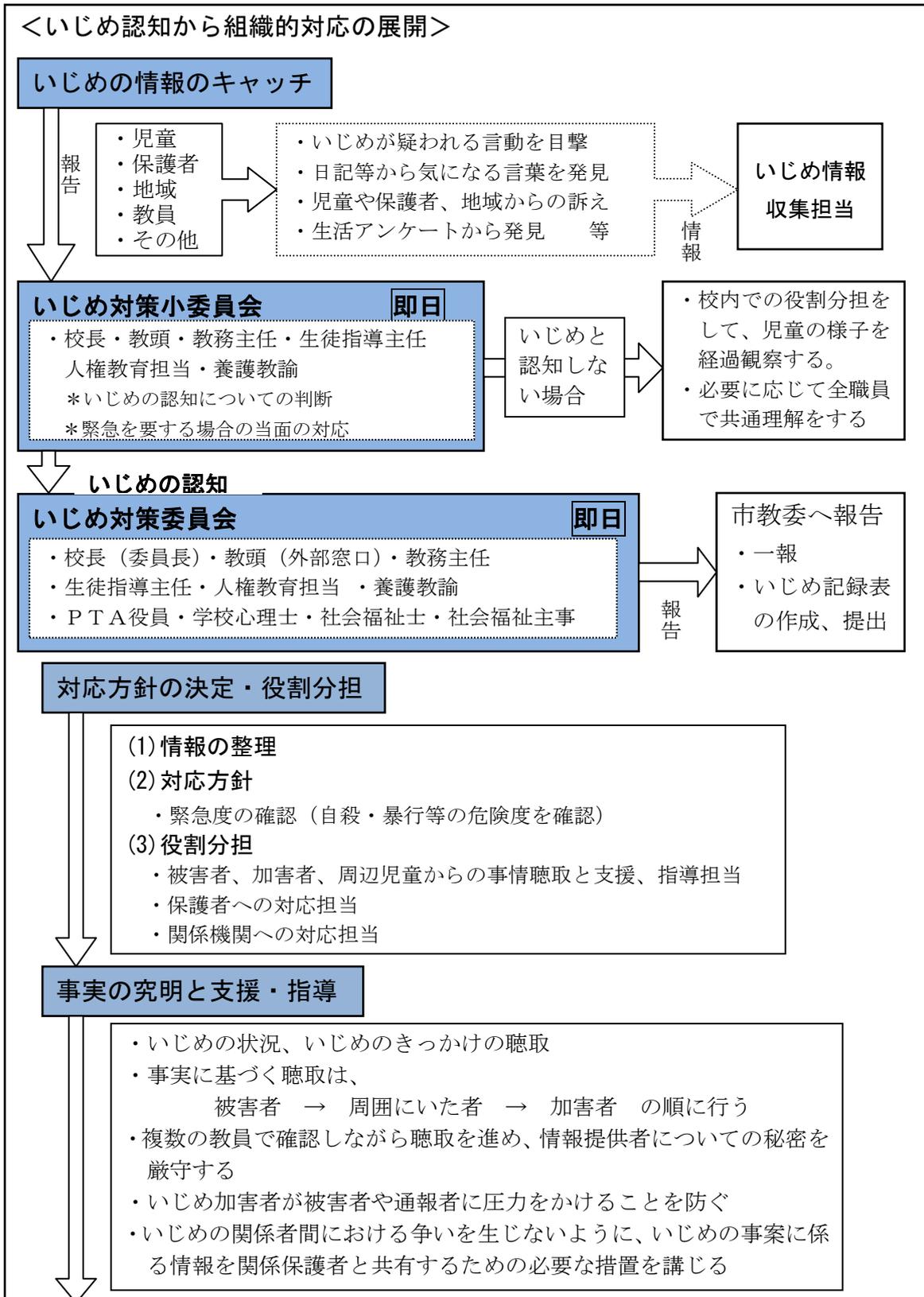
<いじめ防止対策活動実施計画表>

活動内容				
月	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動	その他
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針についての検討、共通理解 児童に関する情報交換(職員会議) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級ルールづくり 人間関係づくりプログラムアンケート 行事を通じた人間関係づくり(1年生を迎える会、二色結団式、遠足) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策についての説明、啓発(PTA総会)(学級懇談会)(学校だより) ☆日常的な相談 	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察等、児童観察(毎日)
5月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する情報交換(職員会議) 児童に対する話(朝集会) 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくりプログラム 生活アンケート、個人面談 個人面談 行事を通じた人間関係づくり(運動会) 二色活動 川奈分校との交流 		<ul style="list-style-type: none"> SC相談(随時)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する情報交換(職員会議) 児童に対する話(朝集会) 学校関係者評価委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくりプログラム 生活アンケート、個人面談 行事を通じた人間関係づくり(海岸ドリーム) 二色活動 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換(学級懇談会) 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する情報交換(職員会議) 児童に対する話(朝集会) 児童アンケート(1学期末) 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくりプログラムアンケート 行事を通じた人間関係づくり(遠泳大会) 二色活動 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換(教育相談) 保護者アンケート 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する情報交換(職員会議) SCによる研修会 			
9月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する情報交換(職員会議) 児童に対する話(朝集会) 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくりプログラム 行事を通じた人間関係づくり(防災合宿) 生活アンケート、個人面談 二色活動 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する情報交換(職員会議) 児童に対する話(朝集会) 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくりプログラム 二色活動 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換(学級懇談会) 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する情報交換(職員会議) 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくりプログラム 二色活動 生活アンケート、個人面談 		
12月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する情報交換(職員会議) 児童に対する啓発(朝集会・人権) 児童アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくりプログラムアンケート 二色活動 川奈分校との交流 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者アンケート 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する情報交換(職員会議) 児童に対する話(朝集会) 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくりプログラム 二色活動 生活アンケート、個人面談 		
2月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する情報交換(職員会議) 学校関係者評価委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくりプログラム 行事を通じた人間関係づくり(6年生を送る会、二色解団式) 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換(学級懇談会) 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する情報交換(職員会議) 児童アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくりプログラム 		<ul style="list-style-type: none"> ↓ ↓

④ 学校のいじめに対する措置

いじめの相談を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は速やかに、学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげます。

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。



いじめの当事者、周囲の児童への指導

<いじめ被害者への対応>

即日

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になります。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応します。
- 学校は、いじている側を絶対に許さないことや、今後の指導の仕方について伝えます。
- いじている側の児童との今後の関係などを具体的に指導します。

継続

- 日記の交換や定期的な面談を行うなど、悩みや不安解消の支援を継続していきます。
- 自己肯定感を回復できるように、友人との関係づくり等の支援を行います。

*心のケア（スクールカウンセラー等の活用）や安心して学校に通えるようにするための対応

<いじめ加害者への指導・対応> →複数職員での対応・記録の保存

即日

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行います。
- 被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
- いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁を許しません。

継続

- 日記の交換や定期的な面談等を通して反省と成長を確認していき、プラスの行動に向かわせる方策を講じます。

*出席停止制度の児童・保護者への周知

出席停止制度についてその活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止中の児童に対する学習支援のあり方について学校としての考え方を統一し、共通理解を図ります。

<周囲にいた児童への指導・支援>

即日

- いじめは学級集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示します。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせます。

継続

- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めます。

保護者との連携

<いじめ被害者の保護者との連携>

即日

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝えます。
- 学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。

継続

- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から子どもの様子等について情報提供を受けます。

<いじめ加害者の保護者との連携>

即日

- 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- 学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。

継続

- 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。

関係機関との連携

<教育委員会との連携>

- 学校がいじめを把握した場合には、速やかに教育委員会に報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けます。
 - ・即日市教委へ第一報を入れる。(教頭)
 - ・いじめ記録票を作成し、市教委へ提出する。(校長)

<警察、その他関係機関との連携>

- 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に対しては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- いじめた児童の背景に、家庭の要因が考えられる場合には、保健センターや市役所の主管課、児童相談所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応します。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)を踏まえ、適切に対処します。

1 重大事態のケース

- (1) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・子どもが自殺を企図した場合 ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金銭を奪い取られた場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間(30日を目安)学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
- (3) 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはありません。

2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は市教委に報告し、市教委の判断のもと、速やかに市教委又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

3 情報の提供

市教委又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

4 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう、市教委と学校は十分な連携を図った上で対応します。また、自殺については連鎖(後追い)

の可能性があることなどを踏まえ、C R Tの助言を受けながら、慎重に対応します。

※WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を踏まえた報道に配慮するなど、報道の在り方に特段の注意（倫理観を持った取材等）を報道機関に要請します。